（5）（社）協力隊を育てる会組織図

平成９年７月１日現在

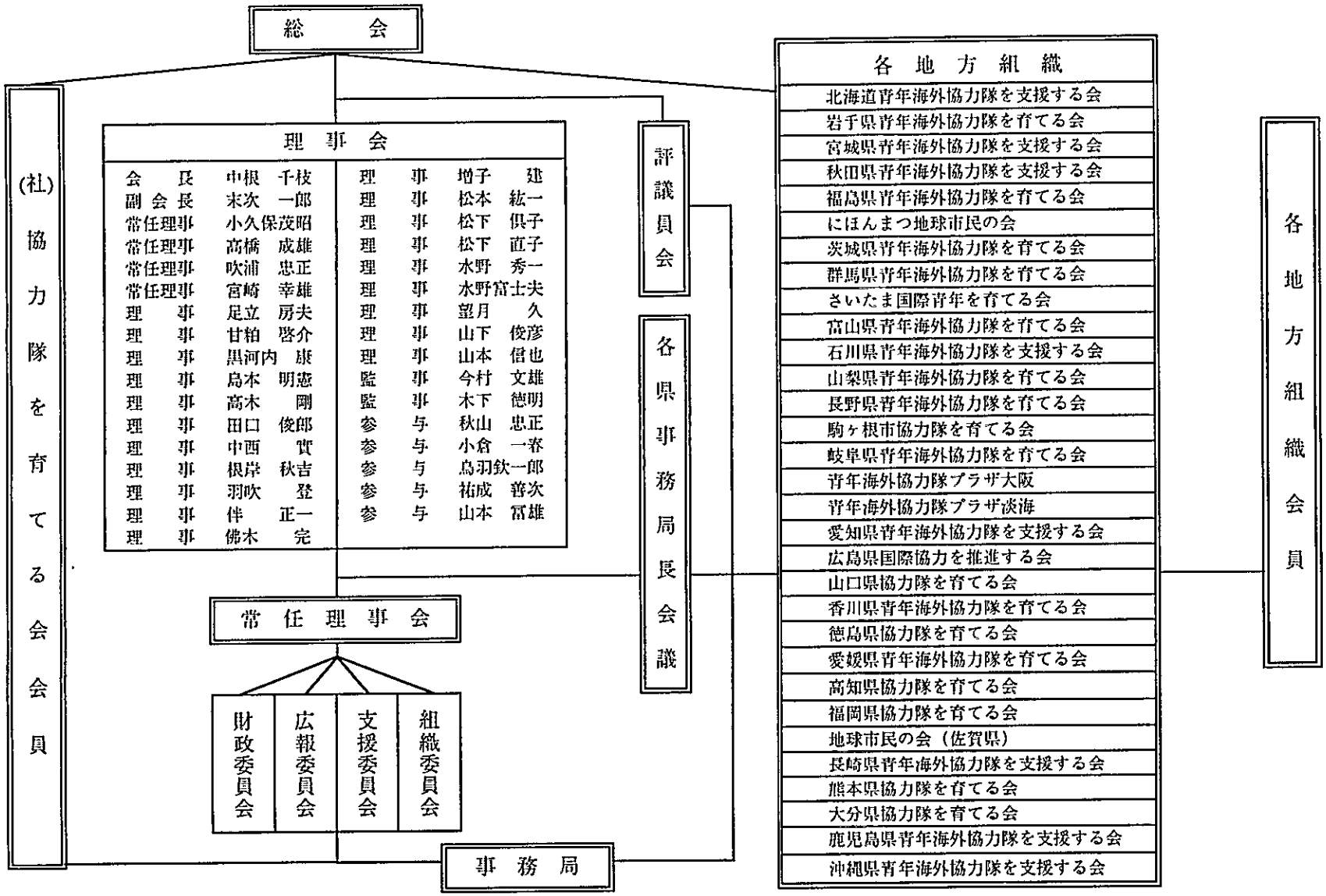

９．その他の関連資料

（1）隊員業務報告書（写）の取扱い

国協（青）第06127号
昭和54年6月15日

殿

国際協力事業団
青年海外協力隊事務局長

時下　益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当青年海外協力隊事業に対し、日頃深いご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、従来貴都道府県出身隊員の業務報告書の写を送付して、募集説明会、応募相談会等の参考資料として御利用いただいておりますが、同報告書の取扱いについては、昭和48年度の都道府県青年海外協力隊主管課長会議の席上でご説明申し上げて以来、とくに文書による通知をいたしておりませんでした。

本事業も15年目を迎えましたが、派遣隊員数が増えるにつれて、これら貴重な隊員活動の報告書を教育目的や青少年活動の紹介記事として利用したい旨の問い合せが増えつつあります。

これらの報告書は隊員の業務に関する報告書という性格上、当事務局の了解及び隊員の承諾なしには公表したり、掲載したりしない建前をとっております。

つきましては、各県の機構、組織変更等のご事情により担当者が交替された主管課もありますので、隊員の報告書の取扱い方についてこの際改めて周知することといたしたく、今後は下記要領にてお取扱い下さるようお願い申し上げます。

記

1．管理は、各県主管課とし、主として応募相談会、募集説明会に利用するものとする。
（希望者には閲覧させて差し支えない。）

2．外部の団体、機関への貸出しは原則としてしない。

3．外部の団体、機関等から利用、掲載等の依頼があった場合には、協力隊事務局と事前の連絡の上、措置するものとする。（公表、掲載の趣旨に応じ協力隊事務局が当該隊員の承諾をとることも含め、しかるべく回答します。）

（2）国際協力事業団法

昭和49年5月31日
法 律 第 62 号

改正　昭和53年4月28日法律第35号
昭和53年7月5日法律第87号
昭和61年12月4日法律第93号
昭和62年9月16日法律第93号
平成5年6月14日法律第63号

国際協力事業団法をここに公布する。

目次

第1章　総則（第1条ー第7条）
第2章　役員及び職員（第8条ー第18条）
第3章　運営審議会（第19条・第20条）
第4章　業務（第21条ー第25条）
第5章　財務及び会計（第26条ー第37条）
第6章　監督（第38条・第39条）
第7章　雑則（第40条ー第43条）
第8章　罰則（第44条ー第46条）

国際協力事業団法（抜粋）

第1章　総則

（目的）

第1条　国際協力事業団は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い。（中略）～もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

第4章　業務

（業務の範囲）

第21条　事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(2) 開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動（以下この号において「海外協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ　海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ　条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。

ハ　海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

第7章　雑則

（連絡等）

第40条　事業団は、第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2　地方公共団体は、事業団に対し、前項に規定する業務の運営について協力するよう努めるものとする。

（3）青年海外協力隊事業実施要綱について

昭和５３年１０月２日通達（総）第６０号
総裁から青年海外協力隊事務局長あて

国際協力事業団業務方法書（昭和49年規程第3号）に定める青年海外協力隊事業の実施に当たっては、別紙要綱に定めるところに基づき取り行うこととされたい。

青年海外協力隊事業実施要綱

1　事業運営の指針

青年海外協力隊事業は、報酬を求めず、また現に報酬を得ることなく海外協力活動に従う青年への広い意味での支援事業であって、この協力活動のボランティア性に即し、これを生かしていくことを事業運営の指針としつつ、以下のとおり業務を実施するものとする。

2　要請の吟味

隊員には、未知の要素があっても敢えてこれに挑戦しようとするパイオニア的気風のあることが前提とされるが、派遣決定に当たっては、相手国の要請にほぼ無条件で応えて行くというのではなく、その要請内容が協力隊活動に適し、真に意義のあるものであるか否かを吟味するものとする。

3　募集・応募相談

募集に当たっては、要請内容及びその背景を詳記した受入希望調査表に基づき、正確な情報の提供に努めるとともに、地方公共団体との連絡を密にしつつ応募相談体制に万全を期するものとする。

4　選考

選考に当たっては、相手国の要請に応えうる技術・技能を有することを前提にして、次に掲げる適性を基準として、将来地方における若手オピニオンリーダーたり得る素質を水準に置くものとする。

（1）劣悪な生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力
（2）異民族社会における人間の行動様式を観察し理解し得る文化的素養
（3）このような人間集団を前提としてものを考えることのできる思考の弾力性
（4）事実を説明し自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力
（5）協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するに必要な持続する情熱

5　訓練

訓練に当たっては、前項に掲げる適性を更に高めるため、逐次協力隊独自の訓練手法を開発しつつ、個別指導方式を中心とした現地即応型の訓練を行うものとする。

6　現地協力活動の充実

協力隊は即効的、外形的成果を追うことなく、真に現地社会に根づくものを求めつつ、むしろ地方的な展開に比重をおいて長期かつ地道な活動に従うべきであり、現地における隊員の指導に当たっては、次の方式を原型とするものとする。

（1）心身両面で、強靭な適応力を培養錬磨する。
（2）職域活動は言うに及ばず、生活一般のうえでも現地社会の一員たるの姿に徹するよう努力を積み重ねる。
（3）このようにして深まって行く現地の人々の心情への理解と相互の信頼を土台とし、現地社会の体質を生かしその発展段階に即した改良、開発の方途を現地の人々と共に考究する。
（4）以上の過程は実践行動であり、協力活動そのものであるが、その結果、方途を見定め得た場合もその実施に当たって現地の人々と心情のうえで遊離することのないよう自ら戒める。
（5）外国人たる隊員の節度として、政治活動と宗教活動を差控え平和的活動に徹する。

7　地方及び組織対策・帰国隊員対策

知識の普及及び国民の理解増進に当たっては、地方公共団体の協力を確保しつつ、青少年団体や大学、高校レベルにおける海外関係活動との連携を拡充するとともに、協力隊参加適合層の協力隊参加を容易にするため、雇用者側の理解を深めその協力を確保するものとする。

なお、隊員の協力体験を国民（県民）に還元させることは協力隊事業発展のためのみならず、国際協力に対する国民の世論を高めるうえでも極めて重要なことであるので、帰国後も引続き隊員の人間的成長を助け、上記の機能を果させるための施策を行うものとする。

8　年間業務の定期化

内外における関係機関との有機的な業務連携を確保するため、協力隊事業は年間行事的に極力定期化するものとする。

（4）都道府県における協力隊事業の位置づけ

外務省主催主管課長会議資料（昭和50年3月28日）

協力隊事業は、国際協力事業団法第21条に明確に法文化されている通り、青年の海外協力活動を促進し、助長するものである。いいかえれば、海外協力活動を志望し、これに参加するひとりひとりの青年が主役なのであって、国は支援者の立場に立っている。

協力隊に参加する青年は、日本の国民であると同時に、都道府県民であり、また、市・町・村民でもある。青年が主役で国は支援者という団体の姿勢に準じて、都道府県も支援者となることは、本件支援事業の主務官庁としてもっとも望ましいことと考える。

近年、多数の地方公共団体が、住民である青年の海外派遣、海外交流の諸事業を、県単独事業として推進しつつあり、協力隊は、これら青年海外派遣事業の延長線上にあるといってよい。現に各府県の派遣青年と協力隊員との現地交歓、協力隊員任地・活動状況の視察、協力隊員を仲立ちとしての現地青年との交流等が年々活発になっており、これら「青年の船・つばさ」等と呼ぶ諸事業経験者から、同じ海外派遣事業としての協力隊に参加を志望する例は少なくない。

法律上からみた事業の本旨からも、また上述の現実に照らしても、国と同様に県が支援者の立場に立ち、県の青年関係業務や国際交流業務と密接に関連して進められてゆくことが望ましい。

以上の観点に立った上で具体的業務を考えてみると、概略次のようなことが考えられる。

（1）隊員（特に郷土出身隊員）の海外活動に関して知識を普及し、都道府県民の理解を増進すること。

（2）応募相談

（3）訓練期間、派遣直前、海外協力活動期間にわたっての精神的支援

（4）帰国後の地域内定着指導（出身県外への流出阻止）

（5）OBないしOB会の活動に対する助成（オピニオン・リーダーとしての活用）

外務省としては、47の全都道府県が今すぐ一せいに右の業務すべてを都道府県の支援業務として取りあげることは困難であろうと予想しており、むしろ逐次、都道府県の気運醸成度に応じた取りあげ方で進まれることの方が現実的であり堅実ではないかと考える。またそれぞれの業務の取りあげ姿勢の上で、各都道府県独自のものが打ち出されることを期待している。

なお右について若干付言するならば、協力隊支援事業の意義について、国では対外的配慮のこともあり、海外協力の面を表面に打ち出し、人間交流、人間形成の両面における絶大な期待効果を表面に立てないことにしているが、都道府県においては、支援根拠の上で、人間交流、人間形成の両面を主軸とされて一向に差支えない。現に国として、参加隊員の郷土還元については、施策の上でも積極的な配慮を加えているところである。（選考に当って協力活動上の資質に加え帰国後各都道府県のオピニオン・リーダーとなり得る人物であることを基準としていること、現職参加体制を推進していること等）

協力隊事業にかかる地方公共団体と国際協力事業団との間の連絡・協力に関する事業団法　第40条（1. 事業団は地方公共団体と密接に連絡するものとする。2. 地方公共団体は事業団に対し、協力するよう努めるものとする。）は、これまでに記述してきた考え方を背景として、主役である青年の海外協力活動を国も支援し、県も支援する、という前提で理解し活用して頂きたいと考える。

幸い全都道府県に協力隊に関する担当課が設けられ、協力隊事務局は各県担当職員を配し、前記第40条が十二分に活かされた形で密接な連絡が保たれている。またすでに若干の県においては協力隊業務を県の事務分掌規定中に明記して活発な活動を展開されており、外務省としてはこのような形がなるべく速かに一般化することを希望してやまない。

（5）国家公務員の現職参加にかかる外務省から各省庁宛要請文書

経協技1合第619号
昭和59年4月11日

外務省経済協力局長

青年海外協力隊に参加する国家公務員に対する「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇に関する法律」の適用について

国際的相互依存関係が一層深まりつつある今日、開発途上国に対する経済技術協力の推進は日本外交にとって最大の課題の一つと言っても過言ではありません。貴省（庁）におかれましても、開発途上国に対する技術協力につきましては従来より格別の御支援を頂き感謝申し上げます。

さて、我が国の技術協力の一環として当省所管の国際協力事業団が実施している青年海外協力隊事業は内外より高い評価を受けていることは御承知の通りですが、派遣隊員が海外において後顧の憂いなく協力活動に専心しうるためには、帰国後の再就職等につき不安のない体制を整える必要があります。

青年海外協力隊事務局では、かねてより所属先の身分を保有したまま協力隊に参加する、所謂、現職参加体制の整備を図るべく、各方面に対し積極的に働きかけて参りました。

また、中曽根総理大臣は、昨年5月アセアン諸国を歴訪された際に、現地における青年海外協力隊員の献身的活動振りを目のあたりにされ、協力隊員の帰国後の再就職問題につき特段の配慮をすべき旨指示された経緯があります。

つきましては、貴省（庁）におかれましては、本件事業の趣旨に御理解頂き、今後とも、一層の御協力をお願い致したく、殊に、貴省（庁）職員にあって青年海外協力隊に参加を希望する職員に対しては、「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇に関する法律」の適用につき特段の配慮を頂けますよう宜しくお願いします。

○本信送付先
内閣官房内閣参事官室首席内閣参事官
人事院事務総局管理局長
警察庁警務局長
科学技術庁長官官房長
環境庁長官官房長
国土庁長官官房参事官
法務大臣官房長
大蔵大臣官房長
文部省学術国際局長
厚生大臣官房長
農林水産大臣官房長
通商産業省通商政策局長
運輸省大臣官房総務審議官
郵政大臣官房長
建設省計画局長
労働大臣官房長
自治大臣官房長
会計検査院事務総局次長

○本信写送付先
内閣総理大臣官房人事課長
青年海外協力隊事務局長
国際協力事業団総務部長

（6）「地方公務員派遣法」について自治省より各県等宛文書

自治公一第13号
昭和63年2月25日

各都道府県総務部長
各指定都市人事主管局長　殿
各人事委員会事務局長

自治省行政局公務員部
公務員第一課長
古　居　儕　治

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の
地方公務員の処遇等に関する法律の施行に伴う
青年海外協力隊員の身分取扱いについて

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（以下「法」という。）の施行については、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律の施行について(通知)」（昭和62年11月20日自治公一第68号及び69号）において既に通知されたところでありますが、これらの外、法に基づいて職員を青年海外協力隊員として派遣させる際の手続等は下記のとおり行われることとなりますので、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

おって、貴管下市区町村に対しても、この旨御示達の上、適切な御指導をお願いいたします。

記

1．当該職員の公用旅券及び査証の発給手続きは、従来どおり青年海外協力隊事務局が実施する。
2．青年海外協力隊事務局（国際協力事業団）は、当該地方公共団体に対し、当該職員の訓練開始の日から、帰国手続き期間の終了までの全期間にわたって、人件費の補填（70／100）を行う。
3．訓練期間は出発準備期間を含め、原則として90日とする。ただし、技術補完研修のため、これを超える場合には、青年海外協力隊事務局は当該地方公共団体と別途協議する。なお、この間の取扱いは出張（研修）とすることができる。また、訓練に要する経費（旅費、日当等）は、国際協力事業団内部規定に基づき、全額、青年海外協力隊事務局（国際協力事業団）が支給する。
4．法による派遣期間は帰路旅行期間を含め、原則として出発の日から2年1週間とする。
5．帰国の日の翌日から原則として1週間は、帰国手続き期間とし、健康診断、帰国報告、帰国諸手続き及び帰省旅行期間とする。この間の取扱いは、原則として年次有給休暇を取得させることとする。また、これにかかる経費は、青年海外協力隊事務局（国際協力事業団）が全額支給する。

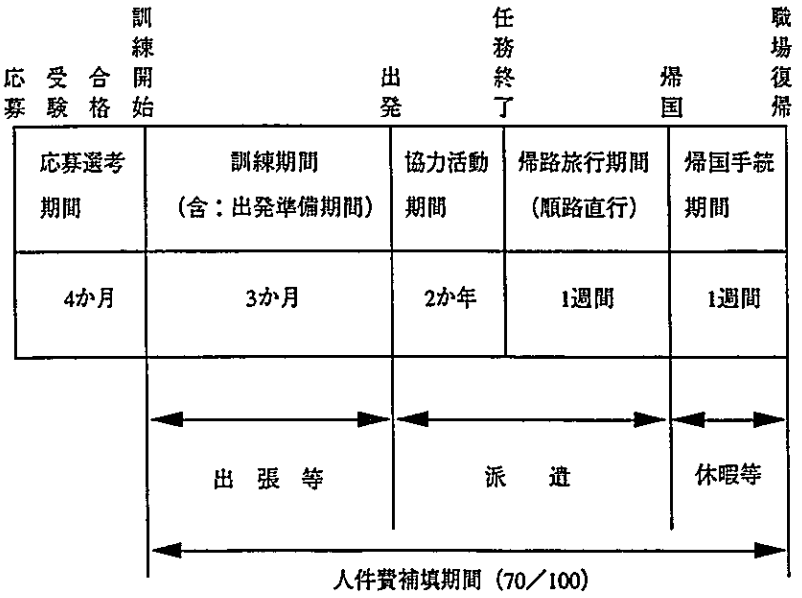

(ロ) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される帯広市職員の処遇等に関する条例

第4類　(外国の地方公共団体の機関等に派遣される帯広市職員の処遇等に関する条例)

第5章　海外派遣

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される帯広市職員の処遇等に関する条例

(昭和63年3月31日 条例第15号)

(趣旨)

第1条　この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号。以下「法」という。)第2条第1項、第7条及び附則第2条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条　任命権者は、帯広市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

(1)　外国の地方公共団体の機関

(2)　外国政府の機関

(3)　我が国が加盟している国際機関

(4)　外国の学校、研究所又は病院であつて、前各号に該当しないもの

(5)　前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で市長が別に定めるもの

2　法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件附採用になつている職員(規則で定める職員を除く。)

(2)　帯広市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第37号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(3)　地方公務員法第28条第2項各号若しくは帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和26年条例第34号。以下「分限条例」という。)第2条の2各号の一に掲げ

る事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3　任命権者は、第1項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4　任命権者は、職員を派遣する場合は市長に協議しなければならない。

(派遣期間等)

第3条　前条第1項の規定により派遣する職員(以下「派遣職員」という。)の派遣期間は、必要に応じて任命権者が定める。

2　派遣の期間は、派遣職員の同意を得て、これを更新することができる。

3　前条第4項の規定は、派遣の期間を更新する場合に準用する。

(一般の派遣職員の給与)

第4条　派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、規則で定めるところにより、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え、100分の100以内を支給することができる。

2　一般の派遣職員には、その派遣の期間中、市長が別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。

3　一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると市長が認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。

4　第1項及び第2項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

第5条　一般の派遣職員に関する帯広市職員給与条例(昭和28年条例第6号)第31条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(一般の派遣職員に関する帯広市職員退職手当支給条例の特例)

第６条　一般の派遣職員に関する帯広市職員退職手当支給条例（昭和60年条例第１号。以下「退職手当支給条例」という。）第５条第１項又は第10条第４項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

２　退職手当支給条例第10条第４項の規定は、一般の派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

（一般の派遣職員に対する旅費の支給）

第７条　一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、帯広市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第７号）に定める赴任の例に準じ、旅費を支給することができる。

（企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類）

第８条　企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

（報告）

第９条　派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先の機関における勤務条件等について報告しなければならない。

２　任命権者は、職員の派遣の状況を市長に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和63年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に附則第５項の規定による改正前の分限条例（以下「改正前の分限条例」という。）第２条の２の規定により休職にされていた職員であつて、外国の地方公共団体の機関等（第２条第１項各号に掲げる機関をいう。以下同じ。）の要請に応じ、これらの機関の業務に従事しているものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に派遣職員となるものとする。

３　前項の規定により派遣職員となるものとされた職員の派遣期間は、施行日から、この条例の施行の際当該職員が休職にされていた期間の終了が予定されていた日までの期間とする。

４　施行日前に改正前の分限条例第２条の２の規定により休職にされ、又は職務に専

〔帯広三五〕

七八三

念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第3号）第2条第3号に掲げる事由に該当して職務に専念する義務を免除されていた職員であつて、外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているものの当該休職の期間又は職務に専念する義務を免除されていた期間については、退職手当支給条例第10条第4項の規定は、適用しない。

（帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正）

5　帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（帯広市職員退職手当支給条例の一部改正）

6　帯広市職員退職手当支給条例（昭和60年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される帯広市職員の処遇等に関する規則

(昭和63年3月31日
規則第21号)

(趣旨)

第1条　この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される帯広市職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第15号。以下「条例」という。)第2条第2項第1号、第4条第1項及び第9条第2項の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣の対象とならない職員の特例)

第2条　条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定により帯広市以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。

(一般の派遣職員の給与の特例)

第3条　一般の派遣職員(条例第4条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該職員の給料、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額の合計額(以下「職員としての給与」という。)に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(報酬が月額以外で定められている場合にあつては、その額を月額に換算した額)との合計額(以下「報酬等の月額」という。)が、職員としての給与を下回る場合は、職員としての給与から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに別表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2　前項に規定する派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額が外国の通貨で定められている場合については、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。

3　条例第3条第2項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみな

して前2項の規定を適用して得た額とする。

4　第1項又は前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、一般の派遣職員の派遣の期間中において市長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

（報告）

第4条　任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において条例第2条第1項の規定により派遣した職員の派遣先機関、派遣期間、派遣先機関における処遇の状況等及び条例第2条第1項の規定により派遣された職員（条例附則第2項の規定により派遣職員となるものとされた職員を含む。）であつて、当該年度内に職務に復帰したものの復帰後の処遇の状況等を市長に報告するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　任命権者は、昭和63年5月末日までに、条例附則第2項の規定により派遣職員となるものとされた職員の派遣先機関、派遣期間、派遣先機関における処遇の状況等を市長に報告するものとする。

別表

職員としての給与から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合
100分の5以上　100分の10未満	100分の75
100分の10以上　100分の15未満	100分の80
100分の15以上　100分の20未満	100分の85
100分の20以上　100分の25未満	100分の90
100分の25以上　100分の30未満	100分の95
100分の30以上	100分の100

（８）４７都道府県・１２政令指定都市協力隊業務主管課一覧

平成９年４月１日現在

都道府県・政令指定都市名	〒	住所	協力隊担当窓口・課名	協力隊担当窓口・担当者名	協力隊担当窓口・電話	協力隊担当窓口・FAX
北海道	〒060	札幌市中央区北三条西六丁目	総務部知事室国際課国際協力係	前田	011-231-4111（ex.21213）	011-232-0391
青森県	〒030	青森市長島 1-1-1	環境生活部国際交流課交流推進班	工藤泰正	0177-75-8124	0177-34-1297
岩手県	〒020	盛岡市内丸 10-1	生活環境部文化国際課国際交流係	松田浩晃	019-651-3111（ex.2731）	019-653-2851
宮城県	〒010	仙台市青葉区本町 3-8-1	総務部国際交流課国際交流係	村山寿一	022-211-2276	022-268-4639
秋田県	〒981	秋田市山王 4-1-1	企画調整部国際交流課	小林治男	0188-60-1219	0188-63-6966
山形県	〒990-70	山形市松波 2-8-1	文化環境部文化振興課国際室	鏡　京子	0236-30-2123	0236-24-9908
福島県	〒960-70	福島市杉妻町 2-16	総務部国際課交流推進係	大山一浩	0245-21-7183	0245-21-7919
茨城県	〒310	水戸市三の丸一丁目 5番38号	生活環境部国際交流課	島根孝之	029-224-7531	029-233-6466
栃木県	〒320	宇都宮市塙田 1-1-20	生活環境部国際交流課交流第二係	美野輪　茂	028-623-2161	028-621-5576
群馬県	〒371	前橋市大手町 1-1-1	総務部国際課国際協力係	太田祥一	027-223-1111（ex.2454）	0272-23-1692
埼玉県	〒336	浦和市高砂 3-15-1	総合政策部国際課国際協力係	飯山毅美	048-830-2715	048-831-0289
千葉県	〒260	千葉市中央区市場町 1-1	社会部青少年女性課育成班	田久保真由美	043-223-2396	043-224-9708
東京都	〒163	新宿区西新宿 2-8-1	生活文化局女性青少年部青少年課振興係	及川修一	03-5321-1111（ex.29534）	03-5388-1329
神奈川県	〒231	横浜市中区日本大通 1	渉外部国際課民際協力班	神部　浩	045-201-1111（ex.2925）	045-212-2753
新潟県	〒950-70	新潟市新光町 4-1	企画調整部国際交流課交流推進係	高橋裕幸	025-285-5511（ex.2215）	025-285-2787
富山県	〒930-80	富山市新総曲輪1-7	総務部国際課企画係	勝山誠司郎	0764-44-3156	0764-32-5648
石川県	〒920	金沢市広坂二丁目１番１号	県民文化局国際課国際協力係	南　有紀	076-223-9108	0762-21-0200
福井県	〒910	福井市大手 3-17-1	県民生活部国際交流課国際協力グループ	藤井昌和	0776-21-1111（内線2422）	0776-22-1702
山梨県	〒400	甲府市丸の内 1-6-1	総務部国際課国際協力担当	半田賢司	0552-23-1437	0552-23-1438
長野県	〒380-70	長野市南長野字幅下 692-2	総務部国際課国際交流係	萩原竜太郎(主事)	026-235-7188	026-232-1644
岐阜県	〒500	薮田南 2-1-1	総務部青年国際課国際協力課	森部圭一	058-272-1111（内線2167）	0582-72-7860
静岡県	〒420	静岡市追手町 9-6	生活文化部国際課国際交流スタッフ	梅林真吾	054-221-2815	054-221-2542
愛知県	〒460-01	名古屋市中区三の丸 3-1-2	知事直轄国際課指導担当	川籐　満	052-961-2111（内線2062）	052-951-2590
三重県	〒514	津市広明町 13	生活文化部国際交流係	川添洋司	0592-24-2036	0592-23-3244
滋賀県	〒520	大津市京町 4-1-1	国際課	高岡一郎	0755-28-3061	0775-21-5030
京都府	〒602-70	京都市上京区下立売通新町西入	府民労働部青少年課育成係	前田年宣	075-414-4306	075-414-4303
大阪府	〒540	大阪市中央区大手前 2-1-22 本館４Ｆ	企画部調整部国際室推進班	山本初男	06-941-0351	06-944-6622
兵庫県	〒650	神戸市中央区下山手通 5-10-1	知事公室国際交流課国際協力係	松下文彦	078-341-7711（ex2103）	078-361-2540
奈良県	〒630	奈良市登大路町	企画部国際課国際交流係	西村真理子	0742-22-1101	0742-23-0620

和歌山県	〒640	和歌山市小松原通 1-1	生活文化部青少年課青年班	伊藤、宮田	0734-41-2503	0734-33-1192
鳥取県	〒680	鳥取市東町 1-220	企画部女性青少年課青少年担当	吉田理子	0857-26-7076	0857-26-2164
島根県	〒690	松江市殿町 1	総務部国際課国際交流係	清水千代	0852-25-3856	0852-25-3856
岡山県	〒700	岡山市内山下 2-4-6	地域振興部国際交流課	藤沢賢士	086-224-2111	086-223-3615
広島県	〒730	広島市中区基町 10-52	総務部国際課国際協力係	日高和宏	082-228-2111	082-228-1614
山口県	〒753	山口市滝町 1-1	環境生活部女性青少年課青少年係	木安亜紀江	0839-33-2634	0839-33-2639
徳島県	〒770	徳島市万代町 1-1	環境生活部生活文化国際総室国際交流係	岡崎仁美	0886-21-2028	0886-55-5620
香川県	〒760-70	高松市番町 4-1-10	総務部国際交流課国際協力係	山下貴司	0878-31-1111（代）	0878-37-4289
愛媛県	〒790-70	松山市一番町 4-4-2	生活文化部国際交流課事業係	山岡恵美子	089-941-2111（代）	0899-21-5931
高知県	〒780	高知市丸の内 1-2-20	文化環境部国際交流課推進班	山下修也	0888-23-9605	0888-23-9250
福岡県	〒812	福岡市博多区東公園7-7	企画振興部国際交流課	名堺潤子	092-651-1111	092-632-2333
佐賀県	〒840	佐賀市城内 1-1-59	総務部国際交流課国際交流係	城島典江	0952-25-7004	0952-23-8441
長崎県	〒850	長崎市江戸町 2-13	企画部国際課国際協力基地対策班	近藤昌弘	095-828-0302	095-827-2487
熊本県	〒862	熊本市水前寺 6-18-1	総務部国際課国際協力班	前田　隆	096-687-7527	096-381-3343
大分県	〒870	大分市大手町 3-1-1	企画部国際交流課国際協力係	山口敦史	0975-36-1111（ex.2044）	0975-33-8816
宮崎県	〒880	宮崎市橘通東 2-10-1	総務部国際交流課外務旅券係	今村一朗	0985-24-1111	0985-28-4610
鹿児島県	〒890-77	鹿児島市鴨池新町 10-1	総務部国際交流課外事旅券係	富窪和人	099-286-2111（ex.2305）	0992-22-7399
沖縄県	〒900	沖縄県那覇市泉崎 1-2-2	知事公室国際交流課	金城	098-866-2479	098-869-9073
札幌市	〒060	札幌市中央区北一条西二丁目	市民局青少年女性部青少年課	真所　剛久	011-211-2942	011-201-8632
仙台市	〒980	仙台市青葉区国分寺三丁目7-1	市民局生活文化部青少年課	佐藤　由美	022-214-6141	022-214-6141
千葉市	〒260-91	千葉市中央区千葉港1-1	市長公室国際交流課	春日　一郎	043-238-8612	043-238-8612
川崎市	〒210	川崎市川崎区宮本町一番地	市民局地域生活部青少年育成課	猪瀬　敦	044-200-3309	044-211-4216
横浜市	〒231	横浜市中区港町一丁目一番地	市民局青少年部青少年課活動係	瀧尾　康之	045-671-2325	045-681-8379
名古屋市	〒460-08	名古屋市中区三の丸三丁目1-1	名古屋市教育委員会生涯学習部青少年室青少年対策係	山田　響久　近藤　良江	052-972-3064	052-972-4178
京都市	〒604	中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488	文化市民局勤労市民青少年室	小山　哲生	075-222-3222	075-222-3223
大阪市	〒530	大阪市北区中之島一丁目3-20	市長室秘書部国際交流課	谷　和夫	06-208-7248	06-227-9871
神戸市	〒650	神戸市中央区加納町6-5-1	震災復興部総括局国際部国際課	宮地　史子	078-322-5010	078-322-2382
広島市	〒730	広島市中区国泰寺町1-6-34	市民局国際交流課	高尾　ひとみ	082-245-2111	082-249-6460
北九州市	〒803	北九州市小倉北区城内1-1	企画局国際部交流係	上吹越　美香	093-582-2162	093-583-7947
福岡市	〒810	福岡市中央区天神一丁目8-1	総務部企画局国際企画係	柴田　典子	092-711-4028	092-733-5597

LIBRARY